

第13期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- I. 事業報告の「新株予約権等に関する事項」
および「業務の適正を確保する体制」
- II. 連結計算書類の連結注記表
- III. 計算書類の個別注記表

〔 平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで 〕

法令及び定款第23条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.hokuhoku-fg.co.jp/stocks/generalmeeting/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ

I. 事業報告の「新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保する体制」

1. 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第1回新株予約権 ②新株予約権の数 5,609個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式560,900株 ④新株予約権の行使期間 平成24年11月29日から平成54年11月28日まで ⑤権利行使価格(1株当たり) 1円 ⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	2名 (新株予約権の個数491個)
	①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第2回新株予約権 ②新株予約権の数 5,295個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式529,500株 ④新株予約権の行使期間 平成25年8月14日から平成55年8月13日まで ⑤権利行使価格(1株当たり) 1円 ⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名 (新株予約権の個数878個)
	①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第3回新株予約権 ②新株予約権の数 5,451個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式545,100株 ④新株予約権の行使期間 平成26年7月12日から平成56年7月11日まで ⑤権利行使価格(1株当たり) 1円 ⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名 (新株予約権の個数799個)

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
	失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	
取締役 (社外取締役を除く)	①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第4回新株予約権 ②新株予約権の数 4,173個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式417,300株 ④新株予約権の行使期間 平成27年7月15日から平成27年7月14日まで ⑤権利行使価格(1株当たり) 1円 ⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	7名 (新株予約権の個数832個)
社外取締役	—	
監査役	—	

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人	—	
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人 (当社の取締役を兼務している者6名を含む)	①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第4回新株予約権 ②新株予約権の数 4,173個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式417,300株 ④新株予約権の行使期間 平成27年7月15日から平成27年7月14日まで ⑤権利行使価格(1株当たり) 1円 ⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	35名 (新株予約権の個数3,341個)

2. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制の決議の内容

当社は、平成 28 年度における業務の適正を確保する体制について、平成 28 年 3 月 17 日開催の取締役会において変更決議しており、その内容は以下のとおりであります。

① 当社及びグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営の基本方針並びに業務執行に関する重要事項を決定し、組織・体制を整備するとともに、取締役の職務の執行を監督します。
- ・取締役の株主総会での選任にあたっては、社外取締役を推薦し、相互牽制機能の更なる強化を図ります。
- ・コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、社外取締役及び社外監査役が連携して当社の重要事項への適切な助言・関与等が行える態勢を整備します。
- ・監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、独立の機関として取締役の職務執行を監査します。
- ・取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンスの不徹底が経営基盤を揺るがすことを強く認識し、「コンプライアンスの基本方針」・「コンプライアンス規定」等の基本となる規定を策定するとともに、コンプライアンス統括部署を設置することにより、当社及びグループ会社のコンプライアンス態勢の維持・強化を図ります。
- ・取締役会は 年度毎にコンプライアンス実現のための具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を策定し、当社及びグループ各社の役職員は、上記基本規定及び「コンプライアンスプログラム」に基づき、連携して誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
- ・役職員等が法令違反行為、不正行為等を発見した場合は、予め設置された通報・相談窓口に報告する体制を確保します。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として関係を遮断し、取引の防止に努めます。
- ・金融機関を通じて取引される資金が各種犯罪・テロに利用される可能性があることに留意し、マネーロンダリング防止に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会は、取締役会規定及び文書管理規定等により、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う体制を整備します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、当社及びグループ各社を取り巻く様々なリスクの存在とそのコントロールの重要性を認識し、「リスク管理の基本方針」及び「リスク管理規程」を決定し、グループ会社経営に付随する各種リスクを正しく認識し、かつ適切な管理・運用を行うことによってグループ経営の健全性を確保する体制を整備します。
- ・災害等の不測の事態や危機に備えて、「コンティンジェンシープラン」等を策定し、危機管理体制を確立します。
- ・グループ各社は、当該基本方針に則り、各社のリスク管理部署の緊密な連携により、適切なリスク管理を実施します。

- ④ **当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・取締役会は、基本職務及び業務機構・分掌事項の大綱などの組織に関する基準を定め、当社及びグループ各社の業務執行が組織的かつ効率的に行われる体制を確保します。
 - ・経営会議は、取締役会から業務の執行について委任を受け、定められた職務分掌に基づき、迅速かつ効率的に業務を執行します。
 - ・テレビ会議システム等ITの積極的な活用に取り組みます。
- ⑤ **企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・取締役会は、グループ経営管理規程を定め、グループ各社が重要事項について当社へ付議・報告する体制を整備し、内部監査部門から当社及びグループ各社における、法令等遵守・リスク管理の状況及び業務の適切性・有効性についての監査結果の報告を受け、グループ全体の経営管理を行います。
 - ・財務報告の適正性を確保するための体制整備を行い、財務状態および経営成績について真実かつ明瞭な報告を行います。
 - ・取締役会は、グループ内取引等に関する管理態勢の明確化及びグループ全体としての健全経営の堅持を目的に「グループ内取引に関する規定」を定め、同規則に基づいた運営及び管理を行います。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- ・取締役会は、監査役の監査業務の遂行を補助するために、独立性や実効性等に配慮し監査役が直接指揮命令できる専任の使用人を配置します。
 - ・当該使用人の人事異動・懲戒等については、予め監査役会の同意を得ることとします。
- ⑦ **当社及びグループ会社の役職員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**
- ・役職員は、当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実を直接あるいは間接的に監査役に報告します。
 - ・監査役と取締役は、予め、役職員が行う監査役会に対する報告事項を定め、監査役への報告体制を確保します。
 - ・監査役は、必要に応じて役職員に対し報告を求めることができます。
 - ・当社及びグループ会社の役職員が監査役に相談又は通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないように体制を整備します。
- ⑧ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・取締役会は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役が実効性ある監査職務を円滑に遂行するための体制整備を求めた場合は十分に協議し対応します。
 - ・監査役会は代表取締役及び外部監査人と定期的に会合を行うほか、内部監査部門、その他内部統制機能を所管する部署と緊密な連携を保ち、定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めます。
 - ・監査役会は、職務の執行上必要と認める費用については、会社に請求することができます。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 当社及びグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営の基本方針並びに業務執行に関する重要事項を決定し、組織・体制を整備するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ・取締役の株主総会での選任にあたっては、社外取締役を推薦し、相互牽制機能の更なる強化を図っております。
- ・監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、独立の機関として取締役の職務執行を監査しております。
- ・取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンスの不徹底が経営基盤を揺るがすことを強く認識し、「コンプライアンスの基本方針」・「コンプライアンス規定」等の基本となる規定を策定しております。
- ・当社及びグループ各社は、上記基本規定に基づき、連携して誠実かつ公正な企業活動を遂行しております。
- ・取締役会は、「顧客保護等管理基本規程」を定め、顧客の利益保護に関する管理方針、管理態勢を整備しております。
- ・役職員等が法令違反行為、不正行為等を発見した場合は、予め設置された通報・相談窓口に報告する体制を確保しております。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として関係を遮断し、取引の防止に努めております。
- ・金融機関を通じて取引される資金が各種犯罪・テロに利用される可能性があることに留意し、マネーロンダリングの防止に努めております。

【運用状況】

- ・取締役会は社外取締役2名を含む取締役9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しています。取締役会は11回開催し、経営の基本方針や業務執行に関する各議案の審議、職務執行の状況等の監督を行いました。
- ・社外取締役及び社外監査役は、全員、独立役員として届出しており、取締役会における活発な意見交換を通して、監督機能、牽制機能を担っています。
- ・社外取締役と社外監査役が連携し、当社重要事項への適切な助言・関与等を行うことを目的にコーポレート・ガバナンス委員会を設置し、4回の開催において、取締役会での議案等について活発な意見交換がなされました。
- ・監査役は独立の機関として取締役の職務執行を監査しています。
- ・当社及びグループ会社の役職員は、朝礼や各種会議等の場でコンプライアンス・マニュアルの読み合わせを行うなど、コンプライアンスの徹底を図り、誠実かつ公正な業務の遂行を行っています。内部監査においてもコンプライアンスを重点項目として監査し、適宜経営陣に報告しています。
- ・取締役会は、「顧客保護等管理基本規程」を制定し、当社及びグループ会社の役職員が社会規範・法令を遵守し、顧客の視線・立場にたった誠実かつ公正な企業活動を行う態勢を整備しています。

また、当社の監査グループは、顧客保護等管理に関する態勢や業務の運営状況を監査して、その適切性と有効性を検証し、改善活動を行うとともに、監査結果を取締役会等に報告しています。

- ・当社及びグループ会社は、公益通報者保護規定により外部弁護士を含む複数の通報・相談窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図っています。
- ・反社会的勢力対応として、子銀行の預金規定、融資約定書等に暴排条項を反映するとともに、反社会的勢力先の定義を明確化し、反社情報照会データベースの情報共有化を図り、新規口座開設の未然防止や弁護士と連携した既存取引の解消に取り組んでいます。
- ・アンチマネーロンダリング態勢として、子銀行にAML専担者等を配置しているほか、規定等の整備、取引のモニタリング、疑わしい取引に関する方針の見直しを行い、リスクベースアプローチによる監査を行っています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会は、取締役会規定及び文書管理規程等により、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う体制を整備しております。

【運用状況】

- ・取締役会議事録は、取締役会規定に基づき、保存期間や保存場所を定めて保存・管理されているほか、その他の取締役の職務の執行に係る情報についても、諸規定に基づき適切に保存・管理されています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、当社及びグループ各社を取り巻く様々なリスクの存在とそのコントロールの重要性を認識し、「リスク管理の基本方針」及び「リスク管理規程」を決定し、グループ会社経営に付随する各種リスクを正しく認識し、かつ適切な管理・運用を行うことによってグループ経営の健全性を確保する体制を整備しております。
- ・グループ各社は、当該基本方針に則り、各社のリスク管理部署の緊密な連携により、適切なリスク管理を実施しております。
- ・災害等の不測の事態や危機に備えて、「コンティンジェンシープラン」等を策定し、危機管理体制の確立を図っております。

【運用状況】

- ・取締役会は、リスク管理態勢についての内部監査結果及び子銀行のALM委員会や統合リスク管理委員会等におけるリスク管理に関する報告を受け、リスク管理の高度化を図るとともに、相互牽制機能が有効に働く態勢を整備しています。
- ・コンティンジェンシープランでは、人命の安全、取引先、グループ会社の財産保全を最優先する基本方針のもと業務を可能な限り継続することとし、重要業務、復旧目標時間を設定し緊急事態発生時にグループ総合対策本部を設置することとしています。
- ・当社及びグループ各社では、大規模災害等を想定したBCP訓練を複数回実施し、訓練結果の検証に基づき、改善に向けての態勢整備に取り組んでいます。

④ 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、基本職務及び業務機構・分掌事項の大綱などの組織に関する基準を定め、当社及びグループ各社の業務執行が組織的かつ効率的に行われる体制を確保しております。
- ・経営会議は、取締役会からの権限の委譲を受け、定められた職務分掌に基づき、迅速かつ効率的に業務を執行しております。

- ・テレビ会議システム等ITの積極的な活用に取り組んでおります。

【運用状況】

- ・取締役会の決議に基づく経営会議での業務執行、業務分掌規程等で定められた役職員への適切な権限移譲により、効率的かつ実効性のある運用がなされています。
- ・当社の取締役会において、役員会議システムを導入し業務効率化と情報管理の改善を図っています。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・取締役会は、グループ経営管理規程を定め、グループ各社が重要事項について当社へ付議・報告する体制を整備し、内部監査部門から当社及びグループ各社における、法令等遵守・リスク管理の状況及び業務の適切性・有効性についての監査結果の報告を受け、グループ全体の経営管理を行っております。
- ・財務報告の適正性を確保するための体制整備を行い、財政状態及び経営成績について、真実かつ明瞭な報告を行っております。

【運用状況】

- ・グループ各社は、グループ経営管理規程に基づき、当社に対し重要事項についての付議・報告を適切に行っています。また、内部監査部門は、子銀行間の内部監査の共通化を進め、リスクベースアプローチの観点からの業務の適切性・有効性を当社グループとして確保するよう取り組み、監査結果を取締役に報告しています。これらの報告を受け、取締役会は当社を中心とした経営管理態勢の下、適切な経営管理を行っています。
- ・財務報告にかかる内部統制評価の基本方針等を制定し、担当部署が当社および子銀行その他子会社における財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、経営会議に報告しています。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該意見を尊重するとともに、その専門性等に配慮し、必要な人材を配置しております。
- ・当該使用人の取締役からの独立性や実効性を確保するため、監査役が直接指揮命令できる専任の使用人を配置し、人事異動・懲戒等については、予め監査役会の同意を得ることとしております。

【運用状況】

- ・取締役会は、独立性や実効性等に配慮し、監査役室に監査役が直接指揮命令できる専任のスタッフ1名を配置しております。
- ・監査役スタッフの人事異動や採用等について、監査役に事前打診の上、実施することとしています。

⑦ 当社及びグループ会社の役職員が監査役に報告をするための体制

- ・役職員は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は監査役会に報告することとしております。
- ・当社及びグループ会社の役職員が監査役に相談又は通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないように体制を整備しております。
- ・予め監査役と取締役が協議して定めた役職員が行う監査役会に対する報告事項については、実効的かつ機動的な報告体制を確保しております。
- ・監査役は、必要に応じて役職員に対し報告を求めることができます。

【運用状況】

- ・当社及びグループ会社の役職員による通報・相談窓口への報告事項は監査役に回付されているほか、公益通報者保護規定により、相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱い行ってはならないことを定めています。
- ・監査役への実効的な報告・情報提供体制に配意し、取締役会議案は、監査役が十分検討できる時間的余裕をもって回付されています。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役が実効性ある監査職務を円滑に遂行するための体制整備を求めた場合は十分に協議し対応しております。
- ・監査役会は代表取締役及び外部監査人と定期的に会合を行っております。
- ・監査役会は、職務の執行上必要と認める費用については、会社に請求することができます。

【運用状況】

- ・監査役は取締役会を含めた関連諸会議に出席し、必要ある場合には意見を述べるとともに、監査役報告を定期的実施しています。また、代表取締役および外部監査人と定期的に会合を開催しています。
- ・監査役監査基準において、監査役が外部専門家の助言を受けるための費用や外部の研修等を受ける場合の費用等を会社に請求することができることを定めています。

Ⅱ. 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

1. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。
2. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等 11社
主要な会社名
株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行
 - (2) 非連結の子会社及び子法人等 6社
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
3. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の関連法人等 1社
会社名
ほくほくキャピタル株式会社
 - (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 6社
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
4. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。
5. のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、20年間で均等償却を行っております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち株式については原則として連結決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については原則として連結決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2（イ）と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産は、動産については定率法、不動産については主として定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物： 6年～50年

その他： 3年～20年

銀行業を営む連結される子会社以外の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で非保全額又は与信額が一定金額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

当社並びに銀行業を営む連結される子会社以外の連結される子会社及び子法人等においても同様に資産の自己査定を行い、必要な額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 61,483 百万円であります。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、当社及び銀行業を営む連結される子会社の役員退職慰労金制度については、平成 24 年 5 月 11 日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成 24 年 6 月 26 日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。これに伴い、当社及び銀行業を営む連結される子会社の役員退職慰労引当金の繰入は平成 24 年 6 月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の前平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の前平均残存勤務期間内の一定の年数（8年又は9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年

度から損益処理

なお、銀行業を営む連結子会社以外の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法については、リスク管理手続きに則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 当社並びに銀行業を営む連結される子会社以外の連結される子会社及び子法人等においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。

12. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

13. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

会計方針の変更

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社及び子法人等に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による

取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58-2 項(4)、連結会計基準第 44-5 項(4)及び事業分離等会計基準第 57-4 項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響はありません。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

平成 28 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,774 百万円、延滞債権額は 144,418 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 376 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 19,731 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 169,300 百万円であります。

なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、45,905百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	444,040百万円
貸出金	111,032百万円

担保資産に対応する債務

預金	27,848百万円
債券貸借取引受入担保金	92,954百万円
借入金	161,990百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券140,922百万円、その他資産（現金）219百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金8百万円、金融商品等差入担保金1,277百万円、保証金3,986百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,336,084百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,284,348百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社北陸銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額

と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 19,978 百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 104,871 百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,885 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 39,500 百万円が含まれております。
12. 社債は、全額劣後特約付期限付劣後債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 131,164 百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 7,373 百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 517 百万円、株式等売却損 6,576 百万円、株式等償却 1,390 百万円、債権売却損 267 百万円を含んでおります。
3. 以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

地域	主な用途	種類	減損損失
北海道	営業用店舗 8 か所	土地及び建物等	211
	遊休資産 3 か所	土地	2
北陸三県	営業用店舗 12 か所	土地及び建物等	511
	遊休資産 3 か所	土地	28
その他	営業用店舗 2 か所	土地及び建物等	26
	遊休資産 3 か所	土地	2
合計	—	—	782

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

銀行業を営む連結される子会社は、営業用店舗については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業用店舗エリアを基礎とする管理会計上の区分をグルーピングの単位としております。本部、コンピューターセンター、寮・社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。上記以外の連結子会社については各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。なお、処分予定資産及び遊休資産については、各社、各資産単位でグルーピングしております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」等に基づき算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,351,630	—	—	1,351,630	
第1回第5種優先株式	107,432	—	—	107,432	
合計	1,459,062	—	—	1,459,062	
自己株式					
普通株式	11,887	67	347	11,607	注1, 2
第1回第5種優先株式	1	0	—	2	注1
合計	11,888	68	347	11,609	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 67 千株及び第1回第5種優先株式の自己株式の株式数の増加 0 千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少 347 千株は、ストック・オプションの行使による減少 345 千株、単元未満株主からの売渡請求による減少 2 千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オ プションとして の新株予約権			—		319		
	合計			—		319		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,694百万円	4.25円	平成27年3月31日	平成27年6月29日
	第1回第5種 優先株式	805百万円	7.50円	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月11日 取締役会	第1回第5種 優先株式	805百万円	7.50円	平成27年9月30日	平成27年12月10日
	合計	7,305百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成28年6月24日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	5,695百万円	利益剰余金	4.25円	平成28年3月31日	平成28年6月27日
第1回第5種 優先株式	805百万円	利益剰余金	7.50円	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金、貸出業務等の銀行業務を中心に様々な金融サービスを提供しております。

貸出につきましては、地域経済との共栄を目指し、健全かつ適切な貸出運用を図るとともに信用リスク管理の強化に努めております。有価証券につきましては、リスク管理方針・規定等に基づいた厳格な運用を行っております。預金につきましては、地域のみなさまへの金融サービスの拡充に努めることで、安定的な調達を目指しております。借入金及び社債は、中長期的な資金調達としております。

当社グループが保有する貸出金等の金融資産と預金等の金融負債は期間構造が異なるため、市場の金利変動等に伴うリスクに晒されていることから、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」という）を行い、市場リスクを適切にコントロールして安定的な収益を確保できる運営に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金、有価証券であります。貸出金につきましては、お取引先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少・消失し損失を被る信用リスクに晒されており、有価証券につきましても、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、いずれも適切なリスク分散を図るよう努めております。

金融負債である預金や借入金は、市場環境の急変や当社グループの財務内容の悪化等により、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされるなどの流動性リスクに晒されております。

株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は通貨スワップ・為替予約・通貨オプション取引等の通貨関連デリバティブ取引や、金利スワップ・金利先物・金利キャップ取引等の金利関連デリバティブ取引を、各行自身のALM目的と、お取引先の多様なニーズに応える目的で利用しております。これらのデリバティブ取引は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

ただし、当社グループが保有する金融資産・金融負債で著しくリスクが高いものや、時価の変動率が高い特殊なデリバティブ取引の取り扱いはありません。

なお、株式会社北陸銀行では一部の資産・負債をヘッジ対象として金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しておりますが、ヘッジ会計の適用に際しては、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段を一体管理するとともに、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行では、リスク管理部署を設置して「リスク管理基本規程」及びリスクに関する各種管理規定を定め、ALM委員会や統合リスク管理委員会等を設置して、各種リスクの管理を行っております。

① 信用リスクの管理

信用リスクの適切な管理・運営を行うことにより経営の健全性の確保と収益力の向上に努める基本方針のもと、「信用リスク管理規定」等各種規定類を制定し、業務推進部門と信用リスク管理部門の分離による内部牽制機能の確保、「クレジットポリシー」に基づく厳正な審査と信用格付の付

与、与信集中リスク管理のための与信限度ラインの設定等による個別管理、自己査定や信用リスク量の計測ならびに取締役会へのリスク状況の報告等を実施しております。

具体的には、個別案件毎に営業店が的確に分析・審査を行い、営業店長の権限を越える場合は本部の審査部門でも分析・審査を行っております。審査部門には業種・地域毎に専門の担当者を配置し、お取引先の特性に応じて営業店への適切な助言・指導が行える体制を整備しております。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部署において、信用情報や取引状況を定期的に把握・管理しております。

② 市場リスクの管理

「市場リスク管理規定」等を定め、ALM委員会等を設置し、預貸金を含めた市場リスクを適切にコントロールして、安定的な収益を確保できる運営に努めております。

i 金利リスクの管理

「金利リスク管理規定」等の諸規定にリスク管理方法や手続等の詳細を明記し、リスク管理部署が定期的に金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等により金利リスク量をモニタリングするとともに、その結果をALM委員会等に報告・協議し、必要な対策を講じる体制としております。また、金利リスクを適切にコントロールするために、金利リスク量に対する各種限度額を設定・管理し、ALMの観点から金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引を利用して金利リスクの軽減を図っております。

ii 為替リスクの管理

外貨建資産・負債にかかる為替の変動リスクを管理し、通貨スワップ等を利用し、為替リスクの軽減を図っております。

iii 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有にあたり、経営会議等で定めた方針に基づき、取締役会の監督の下、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。なお、両行が保有している株式の多くは、政策保有目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、有価証券については、バリュエーション・リスク（VaR）等を用いて市場リスク量を把握し、規定で定めた各種ルールの実行状況等が管理されており、取締役会及び経営会議等へ定期的に報告されております。

iv デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、管理セクションが取引の確認、日々のポジションの時価評価・損益状況・リスク量の計測を行い、一定の限度を超える損失が発生しないように管理しております。

v 市場リスクに係る定量的情報

当社グループでは、市場リスクに係る定量的情報について、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行が、それぞれにおいて算定しております。

(ア) トレーディング目的の金融商品

北陸銀行では、「特定取引資産」のうちの売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうちトレーディング目的として保有している通貨関連及び金利関連の一部に関するVaRの算定に

あたっては、ヒストリカル法（保有期間 1 日、信頼区間 99%、観測期間 1,250 日）を採用しております。

平成 28 年 3 月 31 日現在、北陸銀行のトレーディング業務の市場リスク量（V a R）は 177 百万円であります。

北海道銀行では、トレーディング目的の金融商品はありません。

（イ）トレーディング目的以外の金融商品

当社グループにおいて、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「買入金銭債権」、「貸出金」、「債券」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利スワップション取引、金利キャップ取引であります。また、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は「上場株式」及び「投資信託」であります。当社グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、統計的なリスク計測手法である V a R により金利変動リスクや価格変動リスクを統一的に管理しております。

なお、V a R の算定にあたっては、ヒストリカル法（保有期間 120 日、信頼区間 99%、観測期間 1,250 日）を採用し、金利と株価等の変動における相関を考慮しております。

ただし、北海道銀行では商品有価証券業務（公共債窓販業務等）及び投資有価証券業務として行う特定金外信託運用における V a R は、保有期間を 10 日と定めそれぞれ個別に算定しており、特定金外信託運用における V a R は金利と株価等の変動における相関を考慮しております。

平成 28 年 3 月 31 日現在、北陸銀行におけるトレーディング目的以外の金融商品における V a R は 41,464 百万円であり、北海道銀行におけるトレーディング目的以外の金融商品における V a R は 20,182 百万円、商品有価証券の V a R は 11 百万円、特定金外信託の V a R は 28 百万円であります。

また、V a R 計測モデルのバックテストを定期的実施し、モデルの妥当性を検証する態勢としており、適切なリスクの把握に努めております。ただし、V a R は統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

V a R は統計的な信頼区間（99%）の下で、金融商品を保有する期間に相当する最大損失額ですが、特に金利リスクの影響を受ける主たる金融商品については、補完的なリスク指標として、指標となる金利が 100 ベーシス・ポイント（1.00%）上昇を想定した資産負債の時価変動額（100 B P V : 100 ベーシス・ポイント・バリュー）を算出しております。

平成 28 年 3 月 31 日現在、指標となる金利が 1.00% 上昇したものと想定した場合には、北陸銀行では時価が 5,517 百万円減少し、北海道銀行では時価が 15,656 百万円減少するものと把握しております。

当該影響額は、金利環境のみが変化する場合を想定しており、金利以外のリスク変数との相関を考慮しておりません。なお、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規定」に基づいて、運用・調達の状況を的確に把握し、円滑な資金繰りに万全を期しております。具体的には、国債など資金化の容易な支払準備資産を十分に確保するとともに、流動性リスク管理指標を各種設定し、日々チェックしております。

また、万一危機が発生した場合は、危機の段階に応じた対応が取れるように、流動性リスクの状況をALM委員会等で定期的に報告・管理する体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、重要性の乏しいものは省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,235,499	1,235,499	—
(2) コールローン及び買入手形	65,016	65,016	—
(3) 買入金銭債権(*1)	54,066	54,066	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	177,386	191,352	13,966
その他有価証券	2,201,352	2,201,352	—
(5) 貸出金	7,582,954		
貸倒引当金(*1)	△52,705		
	7,530,249	7,658,038	127,788
資産計	11,263,571	11,405,325	141,754
(1) 預金	10,231,408	10,232,158	750
(2) 譲渡性預金	244,008	244,009	0
(3) 借入金	207,252	208,812	1,559
負債計	10,682,669	10,684,980	2,310
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,639	6,639	—
ヘッジ会計が適用されているもの	1,784	1,784	(*3) —
デリバティブ取引計	8,424	8,424	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(*3) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値を算定しております。なお、預入期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、投資家として購入した住宅ローン債権の信託受益権及び貸付債権の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格を時価としております。また、資産流動化の小口債権は、期間毎の市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(4) 有価証券

株式は期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券は取引所の価格又は公表されている価格、これらが無い場合には合理的な見積りに基づいて算定された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）、商品関連取引であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)買入金銭債権」及び「資産(4)其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
買入金銭債権（住宅ローン証券化における劣後受益権）（*1）	7,967
非上場株式（*1）（*2）	27,849
非上場外国証券（*1）	0
合 計	35,817

(*1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について747百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	1,114,007	—	—	—	—
コールローン及び 買入手形	65,016	—	—	—	—
買入金銭債権	1,805	—	2,168	5,000	44,697
有価証券					
満期保有目的の債券	20,516	47,868	41,870	6,403	60,970
其他有価証券のうち 満期があるもの	301,991	475,788	714,298	198,766	179,898
貸出金(*)	2,221,245	1,408,001	1,016,797	666,858	2,090,621
合 計	3,724,582	1,931,657	1,775,133	877,028	2,376,187

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない149,192百万円、期間の定めのないもの30,238百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金(*)	9,037,798	990,188	194,798	3,491	5,131
譲渡性預金	244,008	—	—	—	—
借入金	13,145	1,419	152,917	24,769	15,000
合 計	9,294,952	991,608	347,716	28,261	20,131

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	24

2. 満期保有目的の債券 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	70,572	83,391	12,818
	社債	96,420	97,631	1,211
	小計	166,993	181,023	14,030
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	10,393	10,329	△64
	小計	10,393	10,329	△64
合計		177,386	191,352	13,966

3. その他有価証券 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	153,077	79,285	73,792
	債券	1,606,346	1,566,627	39,718
	国債	1,100,025	1,072,904	27,121
	地方債	319,818	312,160	7,657
	社債	186,502	181,562	4,940
	その他	308,753	295,152	13,600
	小計	2,068,177	1,941,066	127,111
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	54,575	61,558	△6,983
	債券	29,396	29,513	△117
	国債	14,036	14,130	△94
	地方債	11,296	11,299	△3
	社債	4,063	4,083	△20
	その他	103,270	112,149	△8,879
	小計	187,241	203,221	△15,979
合計		2,255,419	2,144,287	111,131

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	142,735	7,371	6,514
債券	25,551	106	2
国債	16,522	77	—
地方債	4,051	1	—
社債	4,976	28	2
その他	252,088	823	273
合計	420,375	8,302	6,789

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、642百万円（全額株式）であります。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおりとしております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先	株式は時価が取得原価に比べ下落、債券は時価が取得原価に比べ30%超下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者であり、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	8,344	34

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

営業経費 110 百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名、株式会社北陸銀行取締役6名・執行役員13名、株式会社北海道銀行取締役6名・執行役員10名。ただし、当社取締役のうち6名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているため、合計36名	当社取締役7名、株式会社北陸銀行取締役6名・執行役員12名、株式会社北海道銀行取締役6名・執行役員10名。ただし、当社取締役のうち6名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているため、合計35名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当社普通株式 1,058,500株	当社普通株式 629,500株
付与日	平成24年11月28日	平成25年8月13日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成24年11月29日から平成54年11月28日まで	平成25年8月14日から平成55年8月13日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名、株式会社北陸銀行取締役6名・執行役員11名、株式会社北海道銀行取締役6名・執行役員10名。ただし、当社取締役のうち6名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているため、合計34名	当社取締役7名、株式会社北陸銀行取締役5名・執行役員13名、株式会社北海道銀行取締役6名・執行役員11名。ただし、当社取締役のうち6名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているため、合計36名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当社普通株式 554,000株	当社普通株式 417,300株
付与日	平成26年7月11日	平成27年7月14日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成26年7月12日から平成56年7月11日まで	平成27年7月15日から平成57年7月14日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成 28 年 3 月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第 1 回 新株予約権	第 2 回 新株予約権	第 3 回 新株予約権	第 4 回 新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	417,300
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	417,300
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	560,900	529,500	545,100	—
権利確定	—	—	—	417,300
権利行使	105,500	123,800	116,100	—
失効	—	—	—	—
未行使残	455,400	405,700	429,000	417,300

② 単価情報

	第 1 回 新株予約権	第 2 回 新株予約権	第 3 回 新株予約権	第 4 回 新株予約権
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	289	289	289	—
付与日における公正な 評価単価（円）	108	182	201	265

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第 4 回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第 4 回新株予約権
株価変動性（注 1）	30.014%
予想残存期間（注 2）	2 年 3 カ月
予想配当（注 3）	4.25 円/株
無リスク利子率（注 4）	0.010%

(注) 1. 予想残存期間（2 年 3 カ月）に対応する期間（平成 25 年 4 月から平成 27 年 7 月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去の役員データにより、平均的な退任時期を見積もっております。

3. 平成 27 年 3 月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.06%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.69%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.45%となります。この税率変更により、繰延税金資産は499百万円減少し、繰延税金負債は672百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1,433百万円増加し、法人税等調整額は1,030百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は302百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額が控除限度額とされ、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額が控除限度額とされることとなりました。この変更による影響はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	380円61銭
1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	20円31銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	20円29銭

Ⅲ. 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法により行っております。

(2) 関係会社株式

移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具及び備品：4年～10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却を行っております。

3. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労金制度については、平成24年5月11日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成24年6月26日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は平成24年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権（区分掲記されていないもの）	
流動資産	
預金	204 百万円
有価証券（譲渡性預金）	7,000 百万円
固定資産	
投資その他の資産	
その他（立替金）	260 百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

営業取引（区分掲記されていないもの）

営業費用 198 百万円

営業取引以外の取引（区分掲記されていないもの）

1 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	11,738	67	347	11,458	注1、2
第1回第5種優先株式	1	0	—	2	注1
合 計	11,739	68	347	11,460	

(注) 1. 普通株式の株式数の増加 67 千株及び第 1 回第 5 種優先株式の株式数の増加 0 千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の株式数の減少 347 千株は、ストック・オプションの行使による減少 345 千株、単元未満株主からの売渡請求による減少 2 千株であります。

(関連当事者との取引)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の 名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残 高
子会社	株式会社 北陸銀行	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任	資金の貸付 (注 1)	—	関係会社 長期貸付金	21,000
				資金の回収	8,000		
				貸付金利息の受取 (注 2)	301	未収収益	73
				譲渡性預金の預入 (注 3)	3,909	有価証券	7,000
				譲渡性預金利息の受取 (注 4)	0	—	—
				配当金の受取	4,713	—	—
				経営管理料の受取 (注 5)	335	—	—
事務協力費の支払 (注 6)	106	—	—				
子会社	株式会社 北海道銀行	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任	資金の貸付 (注 1)	—	関係会社 長期貸付金	12,000
				資金の回収	2,000		
				貸付金利息の受取 (注 2)	110	未収収益	39
				配当金の受取	3,217	—	—
				経営管理料の受取 (注 5)	213	—	—
事務協力費の支払 (注 6)	85	—	—				

取引条件及び取引条件の決定方針等

注 1 資金の貸付は、劣後特約付の貸付で、返済条件は期間 10 年、期日一括返済であります。

注 2 貸付金の金利は、当社の調達コストに基づいて、決定しております。

注 3 譲渡性預金取引の取引金額については、期中平均残高を記載しております。

注 4 譲渡性預金の利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

注 5 経営管理料は「グループ経営管理契約書」に基づいて受入しております。

注 6 事務協力費は当社への出向者の人件費であります。

(1株当たり情報)

- 1株当たり純資産額 135 円 79 銭
- 1株当たり当期純利益金額 4 円 72 銭
- 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 4 円 71 銭